ファミマカード会員規約

Ⅰ　会員規約

１　会員規約

会員規約は、ファミマカードへの入会、会員サービスの内容などを定めるものです。

２　会員規約の告知

会員規約は、カード送付時に添付するほか、下記株式会社ファミリーマート（「ファミリーマート」といいます。）のホームページ（「本ホームページ」といいます。）への掲載その他ファミリーマートが定める方法により会員に告知します。

◆http://www.family.co.jp/

３　会員規約の変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくして会員規約を変更することができるものとします。

会員規約の変更は、本ホームページ上への掲載その他ファミリーマートが定める方法により１ヶ月前までに予告し、予告した日において効力を生ずるものとします。

Ⅱ　ファミマカード

４　入会手続

入会希望者は、会員規約を承認のうえ、所定事項の届出を正確に行いファミリーマートにファミマカード入会の申込みをしていただきます。なお、申込み時に満 18 歳以上（高等学校の生徒を除きます。）の方は、同時にファミリーマートの提携先のファミマクレジット株式会社（「ファミマクレジット」といいます。）にファミマカード（クレジット機能付き）入会の申込みをしていただき、ファミマクレジットが入会を承認した会員にはファミマカード（クレジット機能付き）を発行します。

◆　クレジット会員となられた方は、末尾のクレジット会員に関する規定をご参照ください。

入会希望者が未成年の場合は、事前に法定代理人の同意を得るものとします。

ファミリーマートでは、入会希望者が 23 の会員の地位の喪失事由に該当する場合、その他会員として認めることが不適当な事由がある場合、入会をお断りすることがあります。なお、会員は日本国内に居住する個人に限ります。

５　会員

会員とは、入会希望の申込みを受け、ファミリーマートが入会を承諾した方をいい、ファミリーマートが承諾した日から会員となります。

６　会員番号、暗証番号

ファミリーマートは、会員１名につき１つの会員番号を付与するものとし、会員には、本ホームページ等でのご利用に暗証番号をご指定いただきます。

７　ファミマカードの発行

ファミリーマートは、会員に対しファミマカードを発行します。会員はカードの署名欄に自己の署名をしていただきます。

８　ファミマカードの有効期限

ファミリーマートは、ファミマカードの有効期限を定め、カード上に表示します。有効期限は、カード上に表示された最終月の末日までとします。

カードの有効期限までに会員から退会の申出がなく、かつファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、会員に対し、有効期限を更新した新たなカードを発行します。

申込み時に満 18 歳未満の方で期限到来時に満 18 歳以上となった会員は、期限到来の際、ファミマクレジットにファミマカード（クレジット機能付き）入会の申込みをしていただき、ファミマクレジットが入会を承認した会員にはファミマカード（クレジット機能付き）を発行します。ファミマクレジットの承認が得られなかった会員は、ファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、有効期限を更新した新たなカードを発行します。ファミマカード（クレジット機能付き）入会の申込みをされなかった会員は有効期限の到来をもって退会となります。

９　ファミマカードの貸与関係

ファミマカードは、ファミリーマートが所有し、会員に貸与するものとします。会員は善良なる管理者の注意をもってファミマカードを利用・管理するものとし、いかなる方法によっても他人にファミマカードを利用させません。

Ⅲ　会員サービス

10　会員サービス

ファミリーマートは、会員に対し、有料または無料にて以下の会員サービスを提供します。

⑴　日本国内のファミリーマート店（「ファミリーマート店」といいます。）で商品を購入し、サービスの提供を受けること（商品を購入し、サービスの提供を受けることを総称して「商品購入等」といいます。）等に対するポイント・サービスの提供。

◆　ポイント・サービスについては、末尾のポイント・サービスに関する規定をご参照ください。

⑵　ファミリーマート店での商品購入等に対する特典の付与

⑶　メールマガジンの提供

(4)　ファミリーマートの提携先企業からの各種サービス、特典の提供

11　会員サービスの内容と変更

ファミリーマートは、任意に会員サービスの内容を定め、会員の承諾なくしてその全部または一部につき廃止、追加、変更を行うことができるものとします。

12　会員サービスの中止、制限

ファミリーマートは、各種の事情もしくはその都合により、任意に会員サービスの全部または一部につき提供を中止し、またはその利用を制限することがあります。

Ⅳ　会員の義務

13　複数の入会の禁止

会員は複数の入会をしてはならないものとし、ファミリーマートは、会員の承諾なくして複数の入会を１つの入会に統合することができるものとします。この場合、統合されたファミマカード、会員番号、暗証番号（ファミマカードから暗証番号までを総称して「カード等」といいます。)、蓄積したポイントは失効し、会員はカードを返還、廃棄するものとします。

14　カード等の使用制限

会員は、カード等を自らのためにのみ使用し、いかなる方法によっても、第三者に使用させないものとします。

15　ポイントの不正取得の禁止

会員は、末尾のポイント・サービスに関する規定に違反し、不正にポイントの付与を受けてはならないものとします。

16　カード等の管理責任

会員は、自らの責任でカード等を管理していただきます。

会員は、自らのカード等によりなされたすべての会員サービスの利用について、事由のいかんを問わず、その責任を負担するものとします。

17　届出事項の変更

会員は、ファミリーマートに届け出た氏名、住所、職業、勤務先・学校、電話番号、Ｅメールアドレスその他の事項に変更があった場合、速やかに本ホームページにお届けいただくか、27 記載のファミマ・カスタマーセンターにお届けください。

Ⅴ　一般条項

18　プライバシー・ポリシー

ファミリーマートは、末尾記載のプライバシー・ポリシーに従い入会申込者および会員（総称して「会員など」といいます。）に関する個人情報を取扱います。

◆　個人情報の取扱いについては、末尾のプライバシー・ポリシーをご参照ください。

19　ファミマカードの紛失、盗難等

会員は、ファミマカードを紛失し、もしくは盗難にあったときは、直ちに下記のファミマカード紛失盗難デスクにご連絡ください。

◆03－6302－8246

ファミマカードの汚破損があったときは、27 記載のファミマ・カスタマーセンターにご連絡ください。

ファミリーマートは、その定める方法に従いファミマカードを再発行いたします。この場合、会員はファミリーマートの定める手数料を支払います。旧ファミマカードは使用することができなくなります。

20　ファミマカードの仕様変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてファミマカードの仕様変更を行うことができるものとします。この場合、ファミリーマートは会員に対し新たなファミマカードを発行するものとし、会員は旧ファミマカードを返還、廃棄していただきます。

21　暗証番号の失念

会員は、暗証番号を失念したときは、27 記載のファミマ・カスタマーセンターにご連絡ください。

22　退会

会員は、ファミマカードから退会しようとするときは、27 記載のファミマ・カスタマーセンターにご連絡ください。

23　会員の地位の喪失

ファミリーマートは、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、会員の承諾なくして会員の地位を喪失させることができるものとします。

(1)　会員が 13、14、15 に定める禁止行為を行ったとき。

(2)　その他会員が会員規約に違反し、引き続き会員として認めることが相当でないとき。

(3)　会員が虚偽の届出を行ったとき。

(4)　未成年者である会員がファミマカードへの入会、商品購入等について法定代理人の同意を得ていないとき。

(5)　相当の通信手段を尽くしても会員との連絡がとれないとき。

(6)　会員が死亡されたとき（会員の地位は相続されないものとします。）。

(7)　会員にファミマカードの円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員として認めることが相当でないとき。

24　会員でなくなったときの措置

会員は、退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなったときは、ファミマカードは失効となり、会員はカードを返還、廃棄していただきます。この場合、会員番号、暗証番号、蓄積したポイントは失効します。

25　準拠法

会員規約の成立、有効性、解釈、履行等に関しては、日本国法が適用されるものとします。

26　裁判管轄

ファミリーマートと会員との間で会員規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

27　お問い合わせ

ファミマカード、会員サービスのご利用、その他会員規約に関するお問い合わせは、下記のファミマ・カスタマーセンターに行ってください。

◆0120－719－230(携帯電話・ＰＨＳからは受け付けられません)

◆03－6302－8230

付則；会員規約は平成１６年９月１日から実施いたします。

会員規約は平成１７年４月１日から変更いたします。

会員規約は平成１７年７月１０日から変更いたします。

会員規約は平成１８年９月１日から変更いたします。

会員規約は平成２０年６月１日から変更いたします。

会員規約は平成２０年６月３０日から変更いたします。

クレジット会員に関する規定

１　ファミマカード（クレジット機能付き）の発行

ファミマカードに入会された会員のうち、クレジット機能が付加されたカード（「ファミマカード（クレジット機能付き）」といいます。）の会員となられた方（「クレジット会員」といいます。）には、ファミリーマートの提携先のファミマクレジットがファミマカード（クレジット機能付き）を発行いたします。

２　会員規約の適用関係

クレジット会員には、この会員規約のほか、ファミマカード・クレジット会員規約が適用されます。クレジット会員に対しては、ファミマカード（クレジット機能付き）が発行されることから、この会員規約の適用は以下のとおりとなります。

(1)　ファミマカード（クレジット機能付き）の発行、有効期限、貸与関係、紛失・盗難等については、ファミマカード・クレジット会員規約第２条、第３条、第 28 条、第 29 条を適用するものとし、この会員規約７、８、９、19 は適用しません。

(2)　ファミマカード（クレジット機能付き）の使用制限、管理責任についてはファミマカード・クレジット会員規約第２条を適用するものとし、この会員規約 14、16 は適用しません。

３　個人情報の取扱い

クレジット会員の個人情報の取扱いについては、ファミマカード・クレジット会員　個人情報に関する規約も適用されます。

４　会員資格の喪失

クレジット会員は、ファミマカード会員でなくなったときは、当然にクレジット会員の資格も喪失します。この場合、クレジット会員は、ファミマカード・クレジット会員規約第 32 条３項に従い、ファミマカード（クレジット機能付き）をファミマクレジットに返還することになります。

５　複数の入会禁止との関係

ファミリーマートが会員規約 13 に従い、入会を統合した場合、クレジット会員が失効した入会についてファミマカード（クレジット機能付き）の発行を受けているときは、そのカードは失効となり、会員はカードをファミマクレジットに返還するものとし、失効した会員番号、暗証番号は使用することができず、蓄積したポイントは喪失します。

付則；この規定は平成１６年９月１日から実施いたします。
この規定は平成１７年７月 10 日から変更いたします。
この規定は平成１８年９月１日から変更いたします。
この規定は平成２０年６月３０日から変更いたします。

ポイント・サービスに関する規定

１　ポイントの付与

ファミリーマートは、以下のとおりポイントを付与します。ただし、各種チケット、旅行商品、その他ファミリーマートが指定した商品にはポイントは付与されません。

⑴　会員がファミリーマート店においてファミマカード〔ファミマカード（クレジット機能付き）を含みます。以下同様とします。〕を提示し商品購入等を行いレジスターで支払った代金総額（税込み金額）について１００円に対し１ポイントを付与します（端数の金額は切り捨てます。）。

⑵　会員がファミリーマート店においてファミマカードを提示し商品購入等を行いその代金をレジスターで支払ったこと１件に対し１ポイントを付与します。ただし、商品購入等の代金が１０円未満の場合は付与しません。

２　ポイント口座

⑴　ファミリーマートは会員のポイント口座にポイントを蓄積します。

⑵　商品購入等の代金が返還された場合（返還の理由は問いません。）、これに相当するポイントは減少します。

⑶　蓄積したポイントに計算の誤りがあった場合、ファミリーマートは、会員の承諾なくして、その修正を行うことができるものとします。

３　ポイントの移し替え

会員は、ファミリーマート店において、Ｆａｍｉポートを使用し所定の操作をすることにより、蓄積したポイントを、ポイント口座からファミマカードに移し替えるものとします。ポイントの移し替えは、ポイント口座に１ポイント以上のポイントが蓄積された場合に限り行うことができるものとし、ファミマカードにおける蓄積は５０００ポイントを上限とします。なお、ファミマカードに移し替えたポイントを会員のポイント口座に再び移し替えることはできません。

４　ポイントの利用方法

会員は、ファミリーマート店において商品購入等を行う際に、ファミマカードを提示することにより、ファミマカードに移し替えたポイントを利用できます。

ただし、以下の商品購入等には利用できないものとします。

⑴　カード類（テレホンカード、クオカード等）

⑵　チケット類

⑶　切手、収入印紙、ハガキ

⑷　たばこ

⑸　商品券（ビール券等）

⑹　公共料金、貸付金などの代行収納金

(7)　その他ファミリーマートの定める商品、サービス

なお、クレジットカードを利用して商品購入等の代金を支払う場合には、ポイントは利用できません。

５　残高の確認

ポイント残高の確認は本ホームページまたはＦａｍｉポートにより行ってください。

６　ポイントの有効期限

ポイントの有効期限は、ポイントが付与された年の翌々年１月末日までとします。

なお、ファミマカードに移し替えたポイントはカードの有効期限の経過をもって失効します。

７　譲渡の禁止

ポイントは第三者に譲渡することができないものとします。

８　会員の地位喪失によるポイントの失効

会員のポイントに関するすべての権利は、会員がその地位を喪失するのと同時に失効となります。また、会員が不正にポイントの付与を受けたことにより会員の地位を喪失した場合、不正に付与を受けたポイントにつき、1ポイント１０円に換算し、ファミリーマートに支払うものとします。

９　ポイント・サービスの変更

ファミリーマートは会員の承諾なくしてポイント・サービスの全部または一部につき変更することができるものとします。

10　細則

ファミリーマートは、必要に応じ、ポイント・サービスに関する細則を定めることができるものとし、会員はこれに従います。

11　お問い合わせ

ポイント・サービスに関するお問い合わせは、下記のファミマ・カスタマーセンターに行ってください。

◆0120－719－230(携帯電話・ＰＨＳからは受け付けられません)

◆03－6302－8230

付則；この規定は平成１６年９月１日から実施いたします。

この規定は平成１７年７月１０日から変更いたします。

この規定は平成２０年６月１日から変更いたします。

この規定は平成２０年６月３０日から変更いたします。

プライバシー・ポリシー

会員などの個人情報を以下の定めに従い取扱います。会員などは、以下の定めに同意いただきます。

１　個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令を遵守いたします。

２　以下の個人情報を収集、保有します。

⑴　入会の申込時、変更届出時にお届けいただいた氏名、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先・学校、Ｅメールアドレスなどの情報。

⑵　ファミリーマート店での商品購入等に関する商品の種類、代金、回数、店舗などの情報。

⑶　ファミリーマートが主催または提携先企業と協賛するキャンペーンへの応募などの会員サービスの利用、３⑶に定めるアンケート調査、モニタリング調査によって得られた顧客満足度、消費行動などの情報。

３　個人情報は、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業において、以下の目的の遂行に必要な範囲で利用します。

⑴　入会の審査、ファミマカードの運用、会員サービスの提供（ファミリーマート店での商品購入等の履行を含みます。）。

⑵　ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で宣伝物、印刷物などの営業案内を郵便、Ｅメールなどの方法により送付すること。

⑶　顧客満足度、消費行動などに関してファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同でアンケート調査、モニタリング調査（これらに伴う各種プレゼントの提供を含みます。）などを郵便、Ｅメールなどの方法により実施すること。

⑷　ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で、市場調査、商品開発を行うこと。

４　ファミマクレジットとの間で、ファミリーマートのフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業およびファミマクレジットのクレジット事業において、ファミマカードの会員サービスおよびファミマカード（クレジット機能付き）の付加機能などを会員に提供すること、ならびに市場調査、商品開発のため、保護措置を講じた上で、会員の２（2）⑶の個人情報を共同利用します。

◆　当該個人情報の管理について責任を有する者

株式会社ファミリーマート

〒170-6017　東京都豊島区東池袋3－1－1　サンシャイン60　17階

（個人情報統括管理責任者）

お問い合わせは、13のファミマ・カスタマーセンターにご連絡ください。

５　利用目的を変更した場合は、そのことを本ホームページで公表いたします。利用目的の変更は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えないものとします。

６　個人情報への不正なアクセス、ならびに個人情報の漏えい、滅失、または毀損を防止するため、一般に信頼性が高いと認められている組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を講じ、個人情報を取扱う従業者に対し、必要かつ適切な監督を行います。ただし、個人情報への不正なアクセス、ならびに個人情報の漏えい、滅失、または毀損を防止する絶対的手段はなく、これらの措置を講じた上でも、個人情報の漏えい、滅失、または毀損の危険もあり得ることをご了解いただきます。

７　２の個人情報の収集および３の利用目的に必要な業務を委託する場合（再委託を含みます。）、使途を限定して、保護措置を講じた上で、委託先に対し委託業務の遂行に必要な範囲で会員などの２（1）（2）（3）の個人情報の取扱いを委託します。

８　会員などは、ファミリーマートに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

◆　個人情報の開示を求める場合には、13 のファミマ・カスタマーセンターにご連絡ください。

保有する個人情報に関して万一内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。

９　ファミマカードへの入会をお断りした入会申込者の２（1）の個人情報は、お問い合わせへの対応等のため、入会をお断りした理由の如何を問わず一定期間利用されます。

10　会員が退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなった場合であっても、２（1）（2）（3）の個人情報は、お問い合わせへの対応等のため、会員でなくなった理由の如何を問わず一定期間利用されます。

11　会員などが入会申込みに際し２（1）の個人情報をお届けいただけない場合およびこの規定の内容の全部または一部を承認しない場合、入会をお断りすることがあります。ただし、３(2)(3)の利用目的に同意しない場合でも、これを理由に入会をお断りすることはありません。

12　会員から３（2）（3）による個人情報の利用の中止の申出があった場合は、ファミリーマートでの利用を中止する措置をとります。

13　個人情報の取扱いに関する苦情、開示、訂正・削除、および利用・提供の中止等に関しては、下記のファミマ・カスタマーセンターにお申出ください。

株式会社ファミリーマート

〒170-6017　東京都豊島区東池袋 3－1－1　サンシャイン 60　17 階

ファミマ・カスタマーセンター

◆0120－719－230（携帯電話・ＰＨＳからは受け付けられません）

◆03－6302－8230

付則；この規定は平成１６年９月１日から実施いたします。
この規定は平成１７年４月１日から変更いたします。
この規定は平成１８年９月１日から変更いたします。
この規定は平成２０年６月１日から変更いたします。
この規定は平成２０年６月３０日から変更いたします。

ファミマカードの利用等に関する規定

平成１９年１２月１日（以下「変更日」といいます。）をもって、ファミマカード会員規約およびポイント・サービスに関する規定は以下のとおり変更されます。

１．入会手続、ファミマカード発行

変更日をもって、入会手続、ファミマカード〔ファミマカード（クレジット機能付き）を含みます。以下同様とします。〕の発行は中止となりファミマカード会員規約４．７は失効します。

２．ファミマカードの有効期限

変更日をもって、有効期限を更新した新たなファミマカードの発行は終了となり、ファミマカード会員規約８全文は以下のように読み替えられたうえで適用されます。

８.ファミマカードの有効期限

ファミリーマートは、ファミマカードの有効期限を定め、ファミマカード上に表示します。有効期限は、ファミマカード上に表示された最終月の末日までとします。ただし、有効期限が平成２０年１０月３１日以降と表示されているファミマカードについては、当該カードの有効期限は平成２０年１０月３１日となり、同日をもって当該会員はファミマカードを利用することができなくなります。

３．ポイントの付与

平成２０年５月３１日をもって、ポイントの付与は中止となりポイントサービスに関する規定１は失効します。

４．ポイントの有効期限等

(1) 平成２０年７月３１日をもって、ポイントの移し替え・残高の確認は終了となりポイントサービスに関する規定３、５は失効します。

(2) 有効期限が平成２０年１０月３１日以降と表示されているファミマカードについては、当該カードに移し替えられたポイントの有効期限は平成２０年１０月３１日となり、同日をもって、当該ポイントは失効しポイントサービスに関する規定２．４．６は失効します。

付則；この規定は平成１９年１２月１日から実施いたします。